

申 立 書

(住 宅 用 家 屋 証 明)

令和 年 月 日

(あて先) 川口市長

住所

所有者

氏名

印

このたび、私が新築し、又は取得しました家屋は現在のところ未入居の状態ですが、
自己の居住用に供するものに相違ありません。

登 記	家屋の所在地	川口市
	家屋番号	
家屋の住居表示		川口市
入居予定年月日		
現在の家屋の処分方法及び必要(添付)書類	ア 売却する [現住家屋の売買契約書等売却を証する書類] イ 賃貸する [現住家屋の賃貸契約書等賃貸を証する書類] ウ 借家等の場合 [現住家屋の賃貸契約書等自己の所有する家屋ではないことを証する書類] エ 親族が住む [親族の申立書等自己が居住用として使用しないことを証する書類] オ その他 ()	
入居が登記の後になる理由及び必要(添付)書類	ア 抵当権設定を急ぐため [金銭消費貸借契約書等(代金の支払記載のあるもの)] イ 病気等のため [医師の診断書(写)] ウ 前住人が未転出のため [売買契約書(引渡期日の記載のあるもの)] エ その他 ()	

証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、
税額の追徴を受けても異議はありません。